

四日市市告示第494号

四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に必要な書類に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に必要な書類に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に必要な書類に関する要綱（平成18年四日市市告示第127号）の一部を次のように改正する。

改正後										
別表（要綱第2条（10）関係）										
番号	添付書類	申請する事業の種類								
		夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護（介護予防）	小規模多機能型居宅介護（介護予防）	認知症対応型共同生活介護（介護予防）	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型通所介護
1	申請者の登記事項証明書又は条例等	(略)								
(略)										
4	管理者の経歴	—	○	○	○	—	—	—	○	—
(略)										
10	本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及	—	—	○	—	—	○	—	○	—

改正前

別表（要綱第2条（10）関係）

番号	添付書類	申請する事業の種類								
		夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護（介護予防）	小規模多機能型居宅介護（介護予防）	認知症対応型共同生活介護（介護予防）	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型通所介護
1	申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等	(略)								
(略)										
4	管理者の経歴	<u>○</u>	○	○	○	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	○	<u>○</u>
(略)										
10	本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間	—	—	○	—	—	○	—	—	—
(略)										
16	当該申請に係る資産の状況	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
17	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	—	—	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	—	<u>○</u>	—
18	介護老人福祉	—	—	<u>○</u>	<u>○</u>	—	—	—	<u>○</u>	—

	施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要									
19	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	役員の氏名、生年月日及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	介護支援専門員の氏名及び登録番号	＝	＝	○	○	○	○	＝	○	＝
23	運営推進会議の構成員	＝	○	○	○	○	○	○	○	○
24	その他指定に関し市長が必要と認める事項を証する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)